

平成15年11月28日  
15都市建企第25号

## 東京都駐車場条例に基づく地域ルールの策定指針

### 第1 目的

東京都駐車場条例（昭和33年東京都条例第77号。以下「条例」という。）による駐車施設の附置義務制度は、原則として、建築物単位に一律の基準によって駐車施設の設置を義務づけるものである。しかし、地域によっては、基準どおりに駐車施設を設けることが不合理な場合がある。

このため条例を改正し、「駐車場整備地区のうち駐車場整備計画が定められている区域において、知事が地区特性に応じた基準に基づき、必要な駐車施設の附置の確保が図られていると認める場合」に、駐車施設の台数の軽減、駐車施設の集約設置等、地区特性に対応した駐車施設の整備基準（以下「地域ルール」という。）による駐車施設の設置を可能にした（平成14年10月1日施行）。

本指針は、条例第17条第1項第1号、第17条の2第1項第1号、第17条の3第1項第1号及び第17条の4第1項第1号に基づく、地域ルールによる駐車施設の附置制度の円滑な運用を図ることを目的に作成するものである。

### 第2 対象地区

地域ルールの対象地区は、都市計画法（昭和43年6月15日法律第100号）第8条に基づく駐車場整備地区内にあって、次のいずれかに該当する地区とする。

- 1 公共交通機関が集中する業務地区で、駐車施設の供給が過剰であることが明らかな地区
- 2 高密度の商業地区で、街並みの形成上、建築物単位よりも街区単位で駐車施設を集約配置することが望ましい地区

### 第3 地域ルールの策定手順

地域ルールの策定手順は次のとおりとする。

- 1 駐車場整備計画における地域ルールの適用地区等の位置づけ  
駐車場法（昭和32年5月16日法律第106号）第4条に規定する駐車場整備計画に、以下に掲げる事項を定めることとする。
  - (1) 地域ルールの適用地区（以下「適用地区」という。）
  - (2) 適用地区における路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する基本方針
  - (3) 適用地区における路上駐車場及び路外駐車場の整備の目標年次及び目標量
  - (4) (3) の目標量を達成するために必要な路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する施策
- 2 地域ルール策定協議会の設置  
地域ルール策定主体（区又は市）は、地域ルール策定協議会（以下「協議会」という。）を設置することとする。  
地域ルールの実効性を確保するためには、交通及び駐車施策に係わる主体並びに地区の住民の協力が必要である。このため、協議会の構成員は次のとおりとする。
  - (1) 地域ルール策定主体：区又は市の所管部局

- (2) 学識経験者
- (3) 地区の住民組織：町会、商店会等
- (4) 交通管理者：警視庁、所轄警察署
- (5) 東京都駐車場条例所管局：東京都都市計画局

### 3 適用地区の調査及び分析

協議会は、適用地区の交通特性等の調査及び分析並びに違法路上駐車対策等の検討を行い、地域ルールの案を策定することとする。

地域ルールの策定にあたっては、地区の詳細な検討が必要であることから、地区をおおむね300m四方以内ごとに分割して、以下の調査、分析を行うこととする。

- (1) 地区の交通特性（自動車分担率、公共交通機関の利用率等）
- (2) 土地・建物利用の現状と将来予測
- (3) 駐車施設供給量の現状（設置場所、規模、台数、利用率等）及び将来予測
- (4) 駐車施設需要量の現状と将来予測
- (5) 路上駐車の現状及び将来予測
- (6) 地域ルールを適用しない場合の条例による附置義務台数との比較
- (7) 地域ルール参加者の調査（敷地規模、位置等）
- (8) その他地域ルール策定のために必要な事項

### 4 地域ルールの策定及び公告

地域ルール策定主体は、協議会の案を尊重して、次に掲げる事項を定めた地域ルールを策定し、公告することとする。

- (1) 適用地区における駐車施設の附置基準
- (2) 駐車施設の効率的な活用方法（駐車施設への自動車誘導策等）
- (3) 地域ルールの実効性を確保するための方策
- (4) その他必要な事項

## 第4 地域ルールの検証

駐車施設の需要は交通特性等により変化する。このため、駐車施設の適切な設置を確保するには、地域ルールの定期的な検証、見直しが必要である。

協議会は当該地区に地域ルールが適用された日から、原則として1年以内毎に、地域ルールの成果を検証することとする。また、検証の結果、地域ルールによる実効性が認められない場合、協議会は地域ルールの見直しを行い、地域ルール策定主体に対して地域ルールの見直し案を報告することとする。

地域ルール策定主体は、報告を受けた見直し案を尊重し、適やかに地域ルールを改正又は廃止することとする。